

イーストスプリング・インド消費関連ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第379号
PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付で商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>
電話番号 03-5224-3400(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「イーストスプリング・インド消費関連ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年5月17日に関東財務局長に提出しており、平成24年5月18日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委託会社名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設立年月日	平成11年12月1日
資本金	649.5百万円(平成24年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	6,549億円(平成24年3月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドの金融商品取引所に上場されている消費関連株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

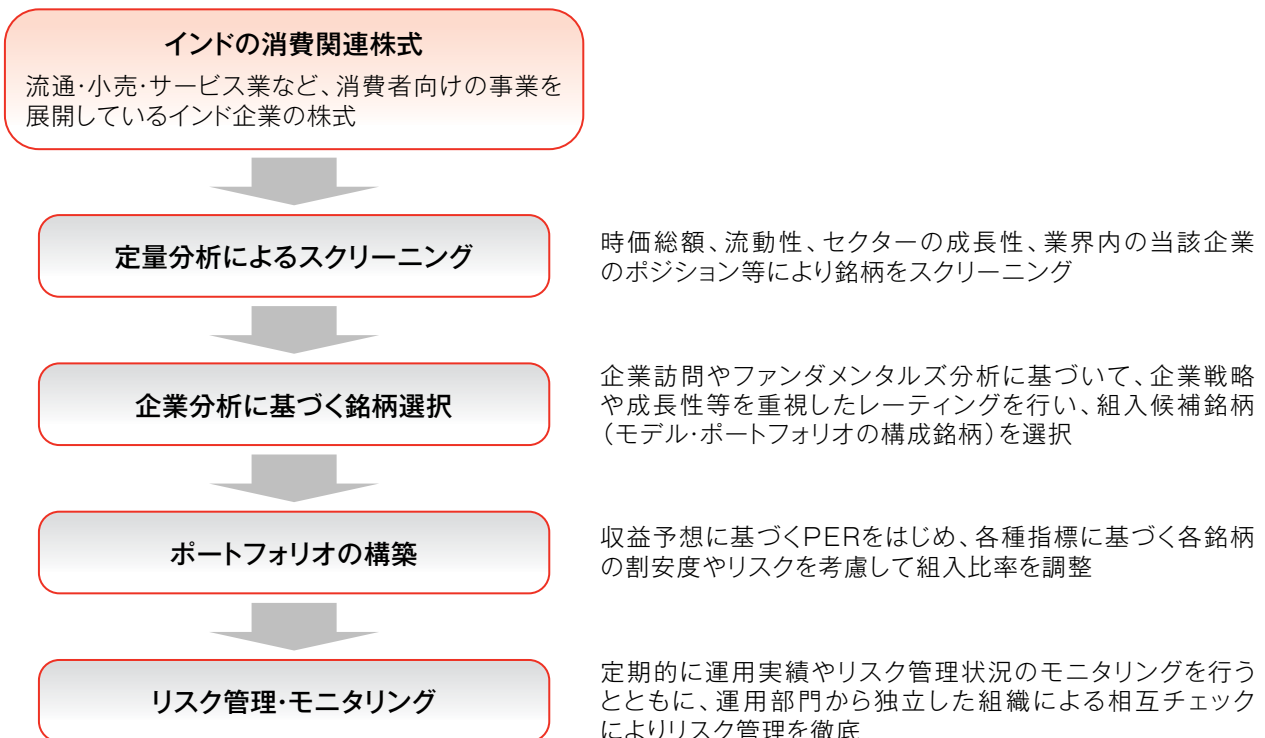
1 主としてインドの金融商品取引所に上場されている消費関連株式に実質的に投資を行います。

■ モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシューマー・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インド・コンシューマー・エクイティ・オープン」ということがあります。）（米ドル建て）への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている消費関連株式に実質的に投資を行います。

<「インド・コンシューマー・エクイティ・オープン」の特徴>

1. インドの金融商品取引所に上場している消費関連企業の株式を主要投資対象とし、長期的な成長を目指した運用を行います。
2. 企業分析を重視したボトム・アップ・アプローチを基本として、高収益・高成長が続くと見込まれる銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。
3. アジア株式の運用で実績のあるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが運用を行います。
4. 銘柄選択に当たって※、イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのインドにおける運用会社（ICICIAM）から投資助言を受けます。（※定量分析・企業分析からポートフォリオ構築までを含みます。）

<「インド・コンシューマー・エクイティ・オープン」の運用プロセス>

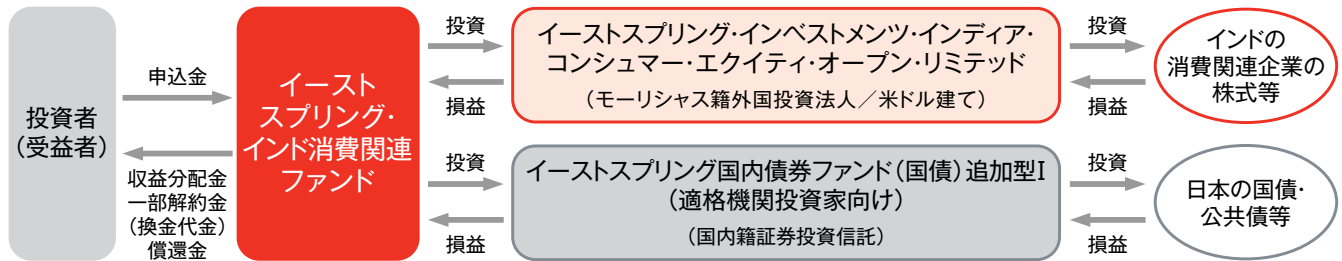


※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インド・コンシューマー・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

<追加的記載事項>

投資対象ファンドの概要

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インド・コンシューマー・エクイティ・オープン・リミテッド	
形態	モーリシャス籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
主な投資対象	インドの消費関連企業の株式	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	投資顧問会社	ICICI ブルーデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(略称:ICICIAM)※1
	管理会社	ドイチェ・インターナショナル・トラスト・コーポレーション(モーリシャス)リミテッド
申込手数料	ありません。	
運用報酬および管理報酬等	年率0.60%(上限)	
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2008年5月6日	
決算日	毎年8月31日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	BofAメрилリンチ国債インデックス(1-10年債)※2	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.21%(税抜0.2%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
信託設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)	

※1 ICICIAMは、ICICI銀行と世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)との合併会社です。なお、最終親会社およびICICIAMは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

※2 バンクオブアメリカ・メрилリンチは、バンクオブアメリカ・メрилリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メрилリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メрилリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メрилリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メрилリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

■実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

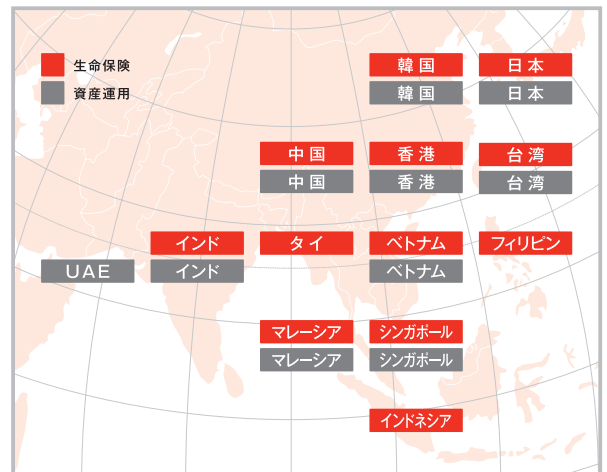
4 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

アジアにおけるネットワークおよびインド株式の運用体制

■「インディア・コンシューマー・エクイティ・オープン」は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームが運用を担当します。同チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

■銘柄選択に当たっては、イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのインドの運用会社（ICICIAM）から投資助言を受けます。

■イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。インド現地にICICI銀行^{※1}と合弁で運用会社ICICIAM^{※2}を1998年に設立し、インドにおける資産運用事業に注力しています。



(2012年3月末現在)

※1 ICICI銀行は、総資産約4兆623億ルピー（約7兆5,519億円、1ルピー＝1.859円で換算）を有するインド第二の規模の民間銀行です（2011年3月末現在）。
出所:ICICI銀行 ホームページ

※2 運用資産総額約6,936億ルピー（インドにおけるシェア約10.1%、2011年12月末現在）。
出所:Association of Mutual Funds in India

収益分配方針

- 原則として毎年2月20日および8月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。







Ⅱ 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>

-  **株価変動リスク** 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク
株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。
-  **為替変動リスク** 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク
当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。
-  **信用リスク** 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク
有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。
-  **流動性リスク** 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク
組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。
-  **カントリーリスク** 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク
新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。
-  **外国の税制変更リスク** 外国投資法人の設定地および投資対象国において税制が変更になるリスク
当ファンドが投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国において、将来税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において投資先のファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行うとともに、当該ファンドの監査報告書等の提出を求めています。また、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。

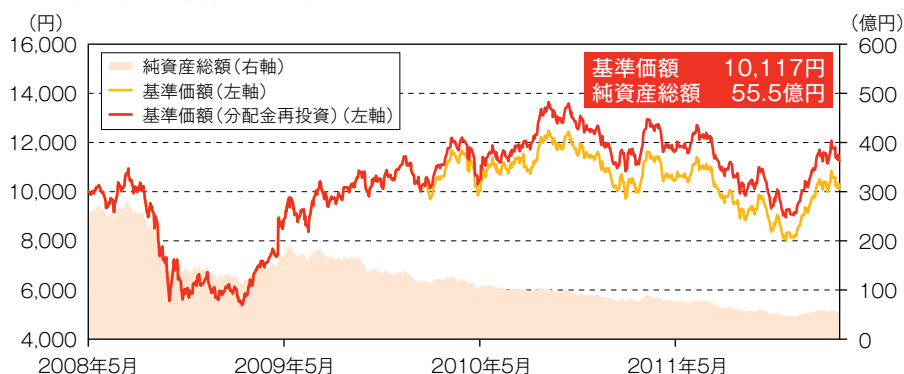


運用実績

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2012年3月30日現在

■基準価額・純資産の推移 期間：設定日(2008年5月30日)～2012年3月30日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移(1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2010年2月(第3期)	450円
2010年8月(第4期)	500円
2011年2月(第5期)	200円
2011年8月(第6期)	0円
2012年2月(第7期)	0円
設定来累計	1,150円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

●主要投資対象ファンドの組入状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシューマー・エクイティ・オープン・リミテッド	94.06
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	1.49
現金・その他	4.45

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

●「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシューマー・エクイティ・オープン・リミテッド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式(現物)	97.42
株式(デリバティブ)	0.00
現金・その他	2.58

組入上位10業種

業種	比率(%)
1 銀行	23.19
2 自動車・自動車部品	22.16
3 食品・飲料・タバコ	21.36
4 家庭用品・パーソナル用品	8.81
5 電気通信サービス	7.85
6 メディア	3.84
7 素材	2.57
8 不動産	2.23
9 各種金融	2.07
10 耐久消費財・アパレル	1.46

組入上位10銘柄

銘柄	業種	比率(%)
1 ITC Ltd	食品・飲料・タバコ	20.05
2 Tata Motors Ltd	自動車・自動車部品	6.52
3 Hindustan Unilever Limited	家庭用品・パーソナル用品	6.51
4 Maruti Suzuki India Ltd	自動車・自動車部品	6.24
5 Bharti Airtel Ltd	電気通信サービス	5.90
6 ICICI Bank Ltd	銀行	5.27
7 Bajaj Auto Ltd	自動車・自動車部品	5.22
8 HDFC Bank Ltd	銀行	4.85
9 Mahindra & Mahindra Ltd	自動車・自動車部品	4.18
10 State Bank of India	銀行	3.96

●「イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
債券	97.85
現金・その他	2.15

組入上位5銘柄

銘柄	比率(%)
1 第280回利付国債(10年)	8.97
2 第257回利付国債(10年)	6.72
3 第254回利付国債(10年)	5.70
4 第300回利付国債(10年)	4.55
5 第41回利付国債(20年)	4.20

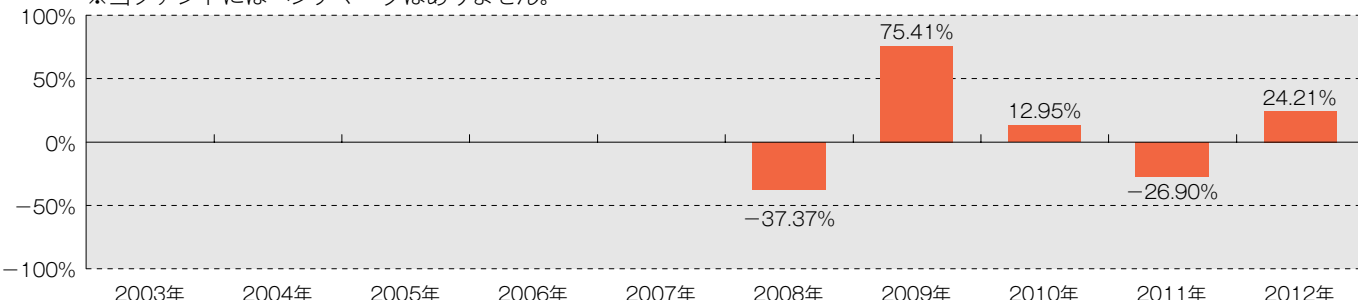
※比率は、各投資対象ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシューマー・エクイティ・オープン・リミテッド」の組入上位10業種および組入上位10銘柄の比率は、個別銘柄のデリバティブ部分を加味した実質的な比率を記載しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSIに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関する知的所有権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2008年は、設定日(2008年5月30日)から2008年12月末までの収益率です。

※2012年は、3月末までの収益率です。



IV 手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下①～④の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②モーリシャスの銀行休業日 ③シンガポールの銀行休業日 ④日本におけるシンガポールの銀行休業日の前営業日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成24年5月18日から平成25年5月16日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	平成20年5月30日から平成30年2月20日まで
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎年2月20日および8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。

信託財産留保額 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乘じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用① (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.28835%(税抜1.227%) 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。	
配 分	委託会社	年率0.52500%(税抜0.500%)
	販売会社	年率0.73500%(税抜0.700%)
	受託会社	年率0.02835%(税抜0.027%)
投資対象とする投資信託証券②	年率0.60%(上限)	
実質的な負担(①+②)	年率1.88835%(上限)(税込)	

その他の費用・手数料 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年3月末現在のもので、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。